平成２６年（フ）第６９号
香川県丸亀市川西町北2034番地２　サイレントハイツ303号
債務者　馬場　　徹
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第７０号
香川県丸亀市川西町北2034番地２　サイレントハイツ303号
債務者　馬場　美紀
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第５３号
福岡県大牟田市大字歴木537番地３　高泉県営住宅200棟53号
債務者　竹下　秀樹
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１０２号
長崎県大村市竹松本町1130番地１　エアポートハイツ202号、前住所長崎県佐世保市大宮町37番16号
債務者　古谷　恵子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
長崎県諫早市平山町960番地
債務者　田川久美子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
沖縄県那覇市松川１丁目10番２号　サントピア松川602
債務者　徳山健一郎
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８６８号
千葉県船橋市行田町47番地５　パークシティ行田102号
債務者　三浦　邦子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８７２号
千葉県市原市山木52番地１　市営山木住宅１棟504号
債務者　山口　京子（旧姓伊田）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８９６号
千葉県船橋市古作３丁目１番21―201号
債務者　江村　茂樹
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９１９号
千葉県市原市青柳1725番地２
債務者　大場百合子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９２６号
千葉県浦安市今川４丁目７番39号バームハイム今川　101
債務者　三浦　麻美（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９２９号
千葉県浦安市富士見４丁目12番８号ユアーヴィレッジ　203
債務者　狩野　拓也
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９５８号
千葉県八千代市島田台1247番地２　アムール高堀203
債務者　細谷亜沙美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４２５号
兵庫県姫路市飾磨区今在家935番地　カーサ西飾磨101、従前の住所兵庫県加古川市尾上町長田115番地の１　１―３
債務者　東峰　健一
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３９号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒85番地７　ロイヤルヴィラ飾磨302、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区宮30番地
債務者　川中　浩三
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４６２号
兵庫県加古川市平岡町高畑157番地の１　ハイツハリマ503号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町古田２丁目30番７号
債務者　瀬山　和也
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２３５号
福岡県久留米市田主丸町田主丸1203番地３
債務者　野村さよ子（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部